高齢者虐待防止のための指針

合同会社そらとにじ

在宅看護センターeight

1　目的

本指針は、高齢者虐待防止法その他関係法令に基づき、利用者の尊厳を守り、虐待の発生及び再発を防止するための体制を整備するとともに、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

2　基本方針

当事業所は、利用者一人ひとりの人格と尊厳を尊重し、安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

高齢者虐待は重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。当事業所は、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に努めます。

また、身体拘束等の適正化についても別に定める指針に基づき適切に対応します。

3　高齢者虐待の定義

当事業所では、次の行為を虐待と定義します。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷や苦痛を与える行為、又はそのおそれのある行為を行うこと。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

【例】

・叩く・つねる・押す・身体拘束を行う　など

（2）心理的虐待

暴言、威圧、無視、嫌がらせ等により利用者に精神的苦痛を与えること。

【例】

・怒鳴る・無視する・人格を否定する発言をする　など

（3）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

必要な介護・看護・医療を提供せず、生活環境や健康状態を悪化させること。

【例】

・食事を与えない・清潔を保たない・必要な受診をさせない　など

（4）性的虐待

利用者に対するわいせつな行為又はわいせつな行為を強要すること。

（5）経済的虐待

利用者本人の同意なく財産や金銭を使用すること、又は本人の財産管理を不当に制限すること。

なお、職員による虐待だけでなく、家族その他養護者による虐待についても早期発見に努めます。

4　虐待防止検討委員会

当事業所では虐待防止検討委員会を設置します。

委員会の構成

委員長：管理者

委員：管理者、常勤看護師その他必要と認める職員

委員会の開催

年 2 回以上開催するとともに、虐待事案の発生時その他必要に応じて臨時開催します。

委員会の検討事項

・虐待防止に関する指針の整備

・虐待防止研修の企画・実施

・虐待事例及びヒヤリハット事例の分析

・再発防止策の検討

・虐待防止体制の評価及び改善

5　虐待防止責任者

虐待防止責任者は次のとおりとします。

在宅看護センターeight

管理者　渡邉 祐莉子

6　虐待防止のための職員研修

職員に対し、虐待防止に関する研修を年 1 回以上実施します。

また、新規採用時には虐待防止研修を実施します。

研修実施後は、日時、内容、参加者を記録し、適切に保存します。

7　虐待の早期発見及び対応

職員は、利用者又は家族等に虐待が疑われる状況を発見した場合は、速やかに管理者へ報告します。

虐待が確認又は疑われた場合は、次の対応を行います。

・利用者の安全確保

・事実確認

・市町村その他関係機関への相談・報告

・必要な支援及び再発防止策の検討

〇緊急性が高い場合は、警察その他関係機関と連携し、利用者の生命及び身体の安全を最優先に対応します。

〇職員は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報等必要な対応を行います。

〇虐待に関する相談、報告及び対応経過については記録を作成し、適切に保存します。

対応の流れ

虐待の疑いを発見

↓

利用者の安全確保

↓

管理者へ報告

↓

事実確認

↓

市町村・関係機関へ相談・報告

↓

必要な支援・対応

↓

記録作成

↓

再発防止

8　相談・報告体制

利用者、ご家族、関係機関及び職員からの虐待に関する相談及び報告を受け付けます。

相談内容については個人情報保護に十分配慮し、相談者に不利益が生じないよう適切に対応します。

9　成年後見制度等の利用支援

利用者の権利擁護のため、成年後見制度その他権利擁護事業について情報提供を行い、必要に応じて市町村、地域包括支援センターその他関係機関と連携し、利用を支援します。

10　苦情への対応

虐待に関する苦情や相談については、管理者が責任をもって対応します。

必要に応じて事実確認を行い、再発防止策を講じるとともに、相談者へ適切に結果を報告します。

11　指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、当事業所ホームページに掲載します。

12　その他

当事業所は、虐待防止に関する研修への積極的な参加及び継続的な体制整備を通じて、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

職員同士が相談しやすい職場環境づくり及び風通しの良い組織運営に努め、虐待の未然防止を図ります。

附則

本指針は令和８年９月１日から施行します。